

第241回  
福岡県都市計画審議会会議録

令和5年2月8日

福岡県中小企業振興センター 2階大ホール

午後1時59分 開会

(高橋都市計画課長補佐) 本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は本日の司会進行を務めさせていただきます、福岡県都市計画課課長補佐の高橋と申します。

委員の皆様の出席状況でございますけれども、本日、高取委員から御欠席という御連絡を頂きましたので、本日は21名の委員の皆様が御出席で、当審議会は定足数に達しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判の1枚物の資料が3部ございまして、それぞれ本日の配席図、委員名簿、そして本日の会議の次第でございます。

次に、本日の議案資料ですけれども、全てA3判の大きい資料でございまして、まず、第3830号議案の資料、それと同議案の委員用資料でございます。

次に、第3831号議案の資料、それと同議案の委員用資料でございます。

次に、第3832号議案の資料、それと同議案の委員用資料でございます。

次に、第3833号議案の資料と第3834号議案の資料、それとこれら二つの議案に共通の委員用資料でございます。

最後に、A4判の都市計画法及び政令（抜粋）と記載された資料でございます。

配付資料は以上でございます。配付漏れはございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会議の議長につきましては、福岡県都市計画審議会運営規則第4条第1項の規定により会長が行うこととされておりますので、折登会長、議事の進行をお願いいたします。

(折登会長) それでは、定足数に達しているということですので、第241回福岡県都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様のお席につきましては、慣例に従いまして、正面に向かって右から委員番号順とさせていただいておりますので御了承願います。番号については、配付資料の審議会名簿に記載のとおりです。

なお、発言される委員の方におかれましては、速記の都合もありますので、挙手をしていただきますとマイクを持ってまいりますので、御自分のお名前を述べてから発言されるようお願い申し上げます。

本審議会は公開となっています。傍聴者におかれましては、会場内にも掲示しております福岡県都市計画審議会公開規程第8条を遵守の上、御発言を慎む等、静穏に傍聴していただきますよう御協力をお願いいたします。

本日は、審議について報道してくださるということで報道機関の方が取材にお見えになっています。撮影の時間をしばらく取りたいと思いますけれども、皆様方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) では、若干、撮影の時間を設けます。

[撮影]

(折登会長) では、これから先については、カメラ撮影等一切お断りしております。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、会議の運営についてお願いがございます。新型コロナウイルス感染症が流行していることから、会議があまり長時間にならないよう、議案の説明者は簡潔明瞭な説明をお願いいたします。また、委員の皆様方におかれましても、会議の効率的な運営に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

では、審議に入れます。本日御審議いただきます議案は、第3830号から第3834号までで、県からの議案が三つ、嘉麻市からの議案が二つの合計5議案となっています。

では、まずは第3830号議案について、県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(高橋都市計画課長) 県の都市計画課長の高橋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、第3830号議案について御説明させていただきます。座って説明をさせていただきます。

本議案でございますけれども、筑後中央広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。お手元の委員用資料と前方のスクリーンを御覧いただければと思います。

本議案で御審議していただくのは、久留米市内の都市計画道路5路線の廃止についてでございます。

久留米市は、福岡県の南部に位置する人口30万人の都市となってございます。

こちらは久留米市の都市計画図でございます。今回御審議いただく5路線は、画面左下にお示ししております久留米市の南西部に位置する筑後中央広域都市計画区域内、久留米

市三瀬町の路線になります。

今回廃止を予定しております地域の概況について御説明いたします。黄色でお示ししております5路線が今回の廃止を行う路線となります。

鉄道につきましては、西鉄天神大牟田線が南北、画面の上から下に通っており、三瀬駅、犬塚駅の二つの駅を中心に市街地が形成されております。

道路につきましては、南北方向につきまして、西鉄天神大牟田線の少し左側に、久留米中心部と柳川市を結ぶ県道久留米柳川線、それから、この路線と交差する形で三瀬駅付近の北側を、画面右上から左下に県道三瀬上陽線、その左側に県道宮本大川線が通っております。東西方向でございますが、画面左側から右上に県道城島三瀬線、画面左側から右下に県道佐賀八女線が通り、道路のネットワークを形成してございます。

また、灰色の丸で示しております箇所でございますけれども、県道久留米柳川線のバイパス整備を行っている状況でございます。

今回廃止を行う5路線について説明をいたします。ここではオレンジ色で示させていただいております。

まず、①の早津崎玉満線でございます。久留米市三瀬町大字早津崎を起点とし、大字玉満を終点とする延長約2,460メートル、代表幅員17メートル、2車線の路線で、県道久留米柳川線の一部を構成してございます。

次に、②の五反田国分寺線は、久留米市三瀬町大字早津崎を起点とし、大字高三瀬を終点とする延長約1,290メートル、代表幅員17メートル、2車線の路線で、県道城島三瀬線の一部を構成しております。

③の塙崎東畠新領線は、久留米市三瀬町大字高三瀬を起終点とする延長約630メートル、代表幅員13メートル、2車線の路線で、県道宮本大川線の一部を構成しております。

④の玉満西牟田線は、久留米市三瀬町大字玉満を起点とし、筑後市大字西牟田を終点とする延長約2,650メートル、代表幅員17メートル、2車線の路線で、県道佐賀八女線の一部を構成しております。

⑤の金屋三瀬駅西線は、久留米市三瀬町大字玉満を起点とし、大字田川を終点とする延長約670メートル、代表幅員18メートル、2車線の路線で、県道壱町原白口線及び県道三瀬上陽線の一部を構成しております。また、本路線につきましては、三瀬駅前に約2,200平方メートルの駅前広場を計画しております。

なお、青線で示しておりますが、今回の変更と併せ、久留米市決定の都市計画道路2

路線の廃止の手続を行っております。

続いて、路線ごとに、現在の状況と廃止の理由を説明させていただきます。

①の早津崎玉満線は、全長約2,460メートル、車道2車線、両側4メートル歩道の幅員17メートルで計画しております。現在は車道2車線が整備されておりまして、歩道につきましては、片側に一定区間、車道と分離された歩道が整備され、幅員約8.5メートルとなっております。また、赤い丸で示しております玉満交差点におきましては、主要幹線が交差する交差点でございますため、車道2車線に右折レーンが整備され、両側に2メートルの歩道が整備されております。

今回、都市計画道路を廃止する理由でございます。

画面ピンク色で示しております久留米市道M1296号線が、車道2車線、片側歩道で整備済みとなっております。灰色の丸で示している久留米柳川線のバイパス整備が進めば、この市道とつながり、通過車両は、都市計画道路の早津崎玉満線の区間を通らず、こちらの路線へ転換するものと考えてございます。また、本路線は、早津崎玉満線は計画幅員17メートルが確保されている区間はございませんが、車道が2車線既に整備されており、歩道についても片側に一定区間、車道と分離した歩道が整備されており、歩行者の安全性も一定程度確保されていると考えられます。このようなことから、本路線について都市計画道路を廃止するものでございます。

次に、こちらの画面で2路線の概要について御説明いたします。

②の五反田国分寺線は、全長約1,290メートル、車道2車線、両側4メートル歩道の幅員17メートルの計画でございます。現在は、車道2車線は整備済み、歩道については、おおむねの区間で片側に車道と分離された歩道が整備され、幅員約13メートルとなってございます。また、歩道がない区間につきましては、県道と分離した自転車歩行者専用道が整備されております。

③の塚崎東畑新領線は、全長約630メートル、車道2車線、両側3メートル歩道の幅員13メートルの計画でございます。現在は、車道2車線は整備済み、車道と分離された歩道が一定の区間両側に整備され、幅員約12メートルとなっております。

都市計画道路を廃止する理由でございます。

この2路線につきましては、車道は2車線整備済みで、現在渋滞が生じておらず、多くの集客が見込まれる商業施設などもないことから、今後も渋滞が発生する見込みが低く、都市計画道路として整備する必要性が低下すると考えております。また、歩道につきまし

では、先ほど御説明したとおり、五反田国分寺線はおおむねの区間で片側に車道と分離された歩道が整備されており、歩道がない区間においても自転車歩行者専用道が整備されていること。それから、塙崎東畠新領線につきましては、一定の区間、車道と分離した歩道が整備されており、歩行者の安全性も一定程度確保されていると考えられます。このようなことから、この2路線につきまして都市計画道路の廃止を行うものでございます。

続きまして、こちらの画面で、残りの2路線の概要について御説明いたします。

④の玉満西牟田線は、全長約2,650メートル、車道2車線、両側4メートル歩道の幅員17メートルの計画でございます。現在は、車道2車線は整備済み、片側に車道と分離された歩道が整備され、幅員約10メートルとなっております。また、先ほど御説明したとおり、赤丸で示しております玉満交差点につきましては、車道2車線に右折レーンが整備され、両側に2メートルの歩道が整備されてございます。

⑤の金屋三瀬駅西線は、全長約670メートル、車道2車線、両側4メートル歩道の幅員18メートルの計画でございます。現在は、車道についてはおおむねの区間で2車線整備済み、歩道は一部整備済みとなっております。現在、歩行者の安全確保に向け、画面の赤線で示してございます三瀬中学校入り口から三瀬駅の間におきまして、車道拡幅及び歩道整備事業を行っているところでございます。

この都市計画道路を廃止する理由でございます。

この2路線につきましても、現在渋滞が生じておらず、多くの集客が見込まれる商業施設などもなく、今後も渋滞が発生する見込みが低いことから、都市計画道路として整備する必要性は低下していると考えております。

また、玉満西牟田線は、車道2車線整備済みで、おおむねの区間で片側に車道と分離した歩道が整備されていること、金屋三瀬駅西線は、車道2車線や歩道がない区間が一部ありますが、三瀬中学校入口と三瀬駅の間で事業を実施中であり、整備後は車道2車線と片側歩道が整備、確保されることとなっております。

以上のことから、歩行者の安全性も一定程度確保されている、または確保される予定と考えてございます。

また、三瀬駅前につきましては、都市計画どおり2,200平方メートルの駅前広場の整備が完了しております。

このようなことから、この2路線について都市計画道路の廃止を行うものでございます。

次に、地元への説明の状況について御説明いたします。

令和3年12月に、久留米市が地元の方々へ都市計画変更案の説明を4回に分けて行っており、合計140名が参加しております。

説明会では、都市計画道路の廃止はやむを得ない、現道の交差点改良や歩道整備事業は実施してほしいなどの意見がございました。

市からは、交差点の安全確保に向けた取組を道路管理者である県と調整していくこと、歩道につきましては、今後必要性に応じて道路管理者である県と調整していくと回答しております。

また、道路管理を行っている県からは、市の要望を受け、優先順位をつけて順次整備していく予定であると伺っております。

最後に、手続の状況と今後のスケジュールについて御説明いたします。

令和4年2月10日に久留米市から原案の申出を受け、令和4年5月6日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は1名おり、公述の申出がございませんでしたので公聴会は開催いたしておりません。

次に、令和4年8月5日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は0名で意見書は提出されておりません。

次に、関係市町村である久留米市及び筑後市へ意見照会を行い、特に意見はないという回答を頂いております。

本日御承認いただけましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより本議案の採決を行います。

第3830号について、原案のとおり御承認を頂いたこととしてよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) それでは、異議なしということでそのように決します。ありがとうございます。

それでは引き続きまして、第3831号議案について、県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(高橋都市計画課長) それでは引き続き説明させていただきます。座って説明させていただきたいと思います。

本議案は、北野大刀洗都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。こちらにつきましても、スクリーンとお手元の委員用資料を併せて御覧いただければと思います。

本議案で御審議していただくのは、久留米市内の旧北野町の都市計画道路2路線の廃止についてでございます。

久留米市は、福岡の南部に位置し、人口30万人の都市となっております。

こちらが久留米市の都市計画図になります。今回御審議いただく2路線は、画面の右上方、丸で囲んでおります久留米市の北東部に位置する久留米市北野町内の北野大刀洗都市計画区域内の2路線になります。

地域の概況について御説明いたします。

黄色で示しております2路線が今回廃止を行う路線になります。画面中段の破線部が西鉄甘木線でございまして、これが東西方向に通っており、左側から、古賀茶屋駅、北野駅、大城駅、金島駅、四つの駅を中心に市街地が形成されております。

周辺の道路につきましては、南北方向には、画面左側に、久留米市と筑紫野市を結ぶ県道久留米筑紫野線が通ってございます。なお、久留米筑紫野線は、図の灰色で示しておりますルートでバイパス整備が行われており、鉄道と立体交差する計画となってございます。東西方向でございますけれども、画面左側の西鉄甘木線の南側から、筑後川を渡り、県道久留米浮羽線が、画面右側の西鉄甘木線沿いに、県道富多大城線が通っております。また、画面左側の下部の方でございますけれども、県道豊田北野線があり、道路ネットワークを形成しております。

オレンジ色で示しました今回廃止を行う2路線の概要について御説明いたします。

永畠茶屋線は、新設路線で、久留米市北野町大字高良を起点とし、大字八重龜を終点とする延長約5,800メートル、代表幅員17メートル、2車線の路線でございます。

もう一つの西屋敷橋口線は、現道を拡幅する路線でございまして、久留米市北野町大字十郎丸を起点とし、大字千代島を終点とする延長約2,340メートル、代表幅員17メートルの2車線の路線で、県道久留米浮羽線や県道久留米筑紫野線の一部を構成してございます。

続いて、現在の状況と都市計画を廃止する理由について御説明させていただきます。

西屋敷橋口線でございます。こちらにつきましては、全長約2,340メートル、車道2車線、両側4メートル歩道の幅員17メートルの計画でございます。

現状につきましては、車道2車線が確保されておりまして、大半の区間で両側または片側に歩道が確保された幅員約10メートルの現道となってございます。

今回、都市計画道路を廃止する理由でございます。

本路線は、県道久留米筑紫野線の一部を構成しておりますが、先ほど御説明したとおり、県道久留米筑紫野線のバイパスが整備されますと、北野駅周辺の市街地に立ち寄る目的がない通過交通につきましては、この区間を通らず、バイパスに転換するものと考えております。また、現在この路線は、計画幅員17メートルが確保されている区間はございませんが、車道が2車線整備されており、大半の区間で両側または片側に車道と分離した歩道が整備されていることから、歩行者の安全性も一定程度確保されていると考えております。このため本路線につきましては、都市計画道路として計画を残す必要性が低下していると考えてございます。

続きまして、永畠茶屋線でございます。こちらは、全長約5,800メートル、車道2車線、4メートルの歩道を両側に備えた幅員17メートルの計画でございます。この路線は、新設の幹線道路として計画されており、画面右の県道富多大城線と重複する区間以外は、現在道路として整備されている区間はございません。

都市計画道路を廃止する理由でございます。

この地域を東西に結ぶ道路網といたしましては、画面下の筑後川沿いに、緑、赤、緑で示してございます県道や市道が車線2車線を備えた道路としてございます。このうち、左側の県道豊田北野線、右側の県道富多大城線につきましては、それぞれ事業を進めているところでございまして、既存道路の走行性の向上を図っているところでございます。また、久留米筑紫野線のバイパスが整備されることにより、バイパスと、ピンク色で示しました久留米市道K3号線を通る東西方向に結ぶルートが北側にできる予定でございます。この二つのルートが代替の機能を果たすと考えられるため、本路線につきましては都市計画道路として計画を残す必要性が低下してございます。

次に、地元への説明の状況について御説明いたします。

令和3年10月に、久留米市が地元の方々へ都市計画道路の廃止について説明を行っており、合計129名が参加をしてございます。

説明会では、西屋敷橋口線の歩道整備はどうなるのかといった意見がございました。

市からは、歩道に関しましては、おおむね歩道が整備されており、未整備の区間につきましては、今後必要に応じて道路管理者である県と調整していくという回答をしております。

また、道路管理を行っている県からは、市の要望を受け、優先順位をつけて順次整備していく予定であると伺っております。

最後に、これまでの手続と今後のスケジュールについてでございます。

令和4年2月10日に市から都市計画道路の変更に係る原案の申出を受け、令和4年5月6日から2週間、原案の閲覧を行ってございます。閲覧者は1名ございまして、公述の申出がございませんでしたので、公聴会は開催してございません。

次に、令和4年8月5日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は1名、意見書は提出されませんでした。

次に、関係市である久留米市へ意見照会を行い、特に意見なしという回答を頂いております。

本日御承認いただけましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、何か御質問、御異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより本議案の採決を行います。

第3831号について、原案のとおり御承認を頂いたということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) それでは、そのように決します。ありがとうございました。

続きまして、第3832号議案について、引き続きまして県都市計画課長から説明をお願いいたします。

(高橋都市計画課長) 引き続きよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

本議案につきましては、遠賀広域都市計画道路の変更で、福岡県の決定に係るものでございます。お手元の委員用資料とスクリーンを御覧いただければと思います。

御審議いただく都市計画道路直方芦屋線でございますが、芦屋町の都市計画道路となっ

ております。

芦屋町は、福岡県の北部に位置し、人口は約1万3,000人の都市でございます。

地域の道路概況でございます。

南北に紫色で示しております国道495号が通っており、遠賀川の左岸側に主要地方道直方芦屋線、右岸側に主要地方道水巻芦屋線が通っています。その他、画面下側から順に、主要地方道北九州芦屋線、一般県道高浜東町線、芦屋港線、水巻芦屋線といった路線で道路網が形成されてございます。なお、町内を一級河川遠賀川が流れていますが、2本の橋梁が整備されています。

続きまして、今回変更を行う路線につきまして御説明いたします。

本路線は、芦屋町祇園町5街区を起点とし、正門町7街区を終点といたします延長約1,440メートル、幅員12メートル、2車線の都市計画道路でございます。本路線は、起点から西祇園橋までは、県道直方芦屋線、西祇園橋から終点までは、県道高浜東町線の一部を構成しております。

現在の状況につきましては、起点から西祇園橋の間は、車道は2車線で整備され、歩道は未整備となってございます。西祇園橋から終点までは、都市計画決定幅で車道、歩道ともに整備済みでございます。なお、後ほど説明いたしますが、西祇園橋は現在架け替えの工事を行っているところでございます。

続きまして、変更の概要でございます。

今回は、直方芦屋線のうち、西祇園橋及びその前後の区間について変更を行うものでございます。西祇園橋は架設後約80年が経過し、経年劣化や塩害の影響による損傷が激しいことから架け替え工事を行っています。そのため、橋梁部及び橋梁前後の区間を架け替え後に整合させるように都市計画の変更を行うものとなってございます。

詳細な図面で変更内容を御説明いたします。

黄色の部分が現在の都市計画決定でございます。現在の西祇園橋もこの位置に架かっております。また、赤の部分が架け替え後の新たな橋梁の位置で、変更後の都市計画決定もこの位置になります。変更区間の延長は、橋及び橋の前後の影響区間を合わせた約240メートルでございます。

延長につきまして、橋梁が上流側となることから、延長が約30メートル短くなり、約1,410メートルへ変更となります。代表幅員は12メートルで変更はありませんが、橋梁部は新たな橋梁の幅員へと変更となります。車線数は2車線のままでございます。上流側に

新たな橋を設置することで、仮橋の設置の必要がなくなり、事業期間の短縮や事業費の縮減が図れるということから、今回線形の変更を行うものでございます。

次に、芦屋町による地元への説明の状況についてでございます。

橋梁架け替えの計画段階や工事実施段階において、地域住民に対しまして説明会を6回行い、了承を得られております。そのため、今回の都市計画変更に対しての説明は、変更の対象となる地権者5名に対しまして、戸別訪問及び遠方の方には郵送で説明を実施しております。説明に対して特に意見はございませんでした。

これまでの手続と今後のスケジュールについて御説明いたします。

令和4年5月27日に町から原案の申出を受け、令和4年7月26日から2週間、都市計画の原案の閲覧を行っております。閲覧者は1名で、公述の申出がございませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

次に、令和4年10月25日から2週間、都市計画の案の縦覧を行っております。縦覧者は0名、意見書は提出されませんでした。

次に、芦屋町へ意見照会を行っておりますが、特に意見がないという回答を頂いております。

本日御承認いただけましたら、都市計画道路の変更の告示を行いたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

(折登会長) ただいまの説明について、御質問、御異議はございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

(折登会長) 御異議がないようでしたら、これより本議案の採決を行います。

第3832号議案について、原案のとおり御承認を頂いたということでよろしいでしょうか。

[「異議なし」という声あり]

(折登会長) それでは、そのように決します。ありがとうございました。

では続きまして、第3833号それから第3834号の2件については、議案としては分かれておりますけれども、同一場所で関連する施設の都市計画の変更ですので、一括して議題といたします。

これについては、嘉麻市土木課長からの説明をお願いいたします。

(井桁嘉麻市土木課長) よろしくお願ひします。嘉麻市土木課長をしております井桁でござ

います。よろしくお願ひします。座って説明させていただきます。

嘉麻市からは、第3833号議案、稲築都市計画ごみ焼却場の変更（嘉麻市決定）について、及び第3834号議案、筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更（嘉麻市決定）について、御審議をお願いするものでございます。なお、両議案につきましては関連がございますので併せて御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員用の資料は1ページから9ページとなっております。事前にお配りしているものと本日の資料は順番などが異なりますので、どうか御了承ください。

スクリーンを御覧ください。嘉麻市の位置図でございます。資料の2ページです。

嘉麻市は筑豊地区に位置し、平成18年3月に、旧山田市、嘉穂郡旧稻築町、旧碓井町、旧嘉穂町の1市3町で合併いたしました。飯塚市に隣接する人口約3万5,000人、面積135.11平方キロメートルの市でございます。

嘉麻市には、旧稻築町の稲築都市計画区域と旧山田市の山田都市計画の二つの都市計画区域がございましたが、平成28年11月29日に開催された第228回福岡県都市計画審議会、議案第3785号の議決において、筑豊広域都市計画区域と名称を変更しております。

資料の3ページです。

続きまして、議案第3833号の施設のごみ焼却場及び議案第3834号の施設のごみ処理場は、旧稻築町全域を区域としておりました旧稻築都市計画区域に存在しております。

図面を拡大いたします。資料の4ページです。

現在の嘉麻市役所の本庁舎の南東側、直線で約1.1キロメートルの位置に設置された都市計画施設でございます。

施設の詳細等につきましては、ふくおか県央環境広域施設組合施設課長の伊藤より御説明させていただきます。

（伊藤施設課長） ふくおか県央環境広域施設組合で施設課長をいたしております伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

当施設につきまして、引き続き、前方のスクリーン及びお手元の資料により御説明いたします。資料の5ページを御覧ください。

まず、議案第3833号のごみ焼却場は、昭和48年11月に稲築都市計画ごみ焼却場の決定承認を受け、昭和49年12月に完成しております。旧稻築町、旧庄内町、旧穎田町で構成する衛生施設組合の管理運営により、ごみ処理を行ってまいりましたが、ごみ焼却における大気汚染問題、施設の老朽化、ごみ処理方法についてなど、施設の検討、見直しが行われ、

同敷地内において、平成14年7月に新たな都市施設として、ごみ処理場、ごみ燃料化センターが併設され、この新施設の本格稼働により、平成14年9月をもって、本議案の施設であるごみ焼却場は閉鎖し、平成22年3月に施設等解体を完了しております。

スクリーンを御覧ください。

平成21年6月時点の解体前の写真でございます。その後、平成22年3月までに行われたごみ焼却場解体の工事写真でございます。建物が設置されていた場所については、既存のごみ処理施設の敷地の一部として利用いたしております。

引き続き、議案第3834号施設、ごみ処理場について御説明いたします。

当該施設の位置につきましては、先ほど説明いたしました議案第3833号施設のごみ焼却場の所在地と同様であります。

当該施設は、都市施設のごみ処理場、ごみ燃料化センターであり、平成12年3月に都市計画決定の承認を受け、平成14年7月にごみ処理場として完成し、同年9月から本格稼働をしております。平成29年1月に都市計画区域の統合に伴い、名称が変更されております。そして、令和5年3月末をもって、当該ごみ処理場は廃止される計画でございます。

次に、施設の外観の様子でございます。ドローンで撮影した現況でございます。

資料の6ページをお願いいたします。

次に、嘉麻市、飯塚市、桂川町、小竹町で構成するふくおか県央環境広域施設組合の管理運営するごみ処理施設について御説明いたします。

これは、私どもの施設組合が所有する管内の施設の設置状況です。これが今回提案の施設でございます。

資料の7ページをお願いします。

現在、嘉麻市総合計画及び当組合の環境施設等再編整備基本構想等に基づき、ごみ処理施設の集約化と再編を図るため、稼働から20年以上経過している本議案の施設を令和5年3月までの稼働とし、同月において廃止する計画となっております。

資料の8ページをお願いいたします。

本議案の施設廃止以後の嘉麻市稻築地区の可燃ごみ処理については、桂川町所在の処理施設、桂苑において行われる計画でございます。

施設に関する説明は以上でございます。

(井桁嘉麻市土木課長) お手元の資料、最後の9ページを御覧ください。

本案件につきまして、令和4年9月1日から令和4年9月16日までの2週間、案の事前

閲覧を行うとともに、公述人の募集を行いましたところ、閲覧者、公述希望者はともになく、したがって公聴会は開催しておりません。

また、令和4年11月14日から令和4年12月2日までの2週間、縦覧に供しましたところ、縦覧者が1名おられましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上を踏まえ、第3833号議案、稲築都市計画ごみ焼却場の変更（嘉麻市決定）について及び第3834号議案、筑豊広域都市計画ごみ処理場の変更（嘉麻市決定）について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

（折登会長） ただいま二つの議案をまとめて説明がありましたけれども、ただいまの説明につきまして、何か御質問、御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

（折登会長） 御異議ないようでしたら、これより議案の採決を行います。

まず、採決の方法についてお諮りしたいと思います。

採決は、第3833号及び第3834号の両議案を一括して行いたいと思いますけれども、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

（折登会長） 御異議ありませんので、そのように執り行います。

それでは、第3833号、第3834号の2件について、原案のとおり御承認を頂いたということでおよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

（折登会長） ありがとうございます。それでは、そのように決します。

以上で、本日の審議は全て終了となります。

最後でございますけれども、報告事項がございます。第2回都市計画道路見直し検証の結果について、県都市計画課長から説明があるということですので、お願い申し上げます。

（高橋都市計画課長） 福岡県から1件御報告させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

こちら配付資料はございませんので、スクリーンを御覧いただければと思います。

県では、社会情勢の変化等に伴い、都市計画道路の必要性が変化していることや長期にわたり事業化されない都市計画道路が存在することから、未着手となっている都市計画道路につきまして、おおむね10年を目途に見直しを行っております。

これまでの経緯でございますが、第1回の見直し検証から約10年が経過したことなどから、平成27年度から29年度にかけて、第2回見直しに向け評価手法の改定を行っております。

平成30年5月の都市計画審議会におきまして、検証の方法やスケジュールにつきまして報告を行い、その後、令和元年から令和3年にかけまして、都市計画道路を持つ県内42の市町において見直し検証を行いました。昨年度までで見直しが終わりましたことから、今回御報告を申し上げるものでございます。

続きまして、検証の流れでございます。

(1)、(2)で全ての路線の情報を整理いたしまして、検証の対象となる路線の抽出を行います。検証の対象路線は、未着手区間を持つ路線のうち事業計画が未定のものというところでございます。対象路線抽出後は、(3)で判断の基準の一つとなる基礎点の設定というものを行います。次に(4)と(5)で、この基礎点に基づきまして必要性と実現性の評価を行ってございます。次に(6)で、見直しを行った場合に道路網に影響が生じないかどうかを評価し、最後に、これらの結果を踏まえ総合的に検証し、見直すかどうかの決定をするものでございます。

評価の基準といたしまして、(4)の必要性につきましては、上位計画の位置づけ、渋滞緩和など都市機能の強化、代替道路の有無などの観点から評価を行っております。また、(5)の実現性につきましては、橋梁やトンネルなどの大規模な施工があるか、移転が必要な既存物件が多いか、文化財があるかといった観点から評価を行っております。

以上が、平成30年に都市計画審議会へ御報告した内容となってございます。

第2回都市計画道路の見直し検証の結果について御説明させていただきます。

まず、検証の対象でございます。画面右上の黄色の部分です。

平成30年時点で未着手区間を持つ340路線、延長約545キロメートルを対象として検証を行っております。その結果、下の赤の部分になりますけれども、79路線、約89キロメートルについて見直しの必要がある路線として選定をしてございます。

なお、このうち、12路線、約18キロメートルにつきましては、市町からの申出により都市計画の変更や廃止の手續が既に完了してございます。

残りの見直し候補路線につきましては、市町において、地元との合意形成が図れた路線から順次都市計画の変更を実施してまいりたいと考えております。

以上で御報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(折登会長) ただいまの説明について何か質問、御異議などがありましたら、よろしくお願ひいたします。

[「なし」という声あり]

(折登会長) ここで、運営規則第8条の規定によりまして、本審議会議事録の署名委員を指名させていただきます。

議事録の署名は、廣瀬委員と黒瀬委員にお願いいたします。

なお、次回審議会については、後日事務局から連絡させていただきますが、委員の皆様におかれましては、次回につきましてもぜひ御出席いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

最後になりましたが、委員及び傍聴者の皆様、本日は円滑な審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。

午後2時42分 閉会

以上のとおり、第241回福岡県都市計画審議会の内容に相違ないことを認めます。

会長

折登義紀

議事録署名委員

廣瀬香

議事録署名委員

黒瀬一丈

